

生駒市市民の森事業実施要領（案）

1 趣旨

この要領は、生駒市市民の森事業の実施に関し必要な事項を定める。

2 市民の森事業の目的

市民の森事業は、生駒市緑の基本計画に定める「花と緑と自然の先端都市・生駒」の実現に向け、市民に憩いの場を提供するとともに、まちなかの貴重な緑を保全し、緑を大切に作る心の高揚を図ることを目的とする。

3 市民の森事業の概要

本市が一定期間樹林地の所有者から樹林地を借り上げ、整備した上で、広く市民の方々に憩いの場として開放し、利活用してもらうことにより、まちなかの緑を保全する事業

4 対象となる土地

市街化区域内にある面積300㎡以上の私有樹林地で、広く市民に開放でき、ベンチや散策路等整備に必要な最小限の工作物が設置できる土地

5 契約

- (1) 樹林地所有者と本市との間で土地使用貸借契約を締結する。
- (2) 契約期間は10年とする。以後、樹林地所有者と協議の上契約を更新する。
- (3) 契約を締結するに当たり、隣接地との境界や当該地の地形の事前調査を行う。

6 整備内容

- (1) 植生及び自然環境を損なわない除間伐や下草刈りの樹林整備
- (2) 樹林の中を自然観察できる散策路、教育活動にも利用できる広場、休憩をとるベンチ、斜面地に設ける丸太階段等の必要最小限の施設整備

7 市民の森の活用方法

- (1) 散策や自然観察、森林浴等といった市民の憩いの場としての活用
- (2) 小学校、幼稚園、保育園等の環境教育活動の場としての活用
- (3) 市民ボランティア団体等による市民を対象とした自然観察会等の実施

8 維持管理方法

- (1) 市が整備した工作物（施設）は、市が管理
- (2) 日常的な除間伐や下草刈り、清掃等は周辺住民やボランティア団体等による自主的な活動
- (3) 作業の困難な維持管理は、専門的業者による維持管理委託

9 住民による維持管理体制づくり

- (1) 森林アドバイザーによる自然の生態系を考えた樹林の維持管理方法の講義及び指導
- (2) 学校区単位で緑に関する講座やシンポジウムの開催
- (3) 子ども、保護者、地域住民を交えた作業体験

(4) 市民を対象とした市民の森整備計画に関するワークショップの実施

10 期待できる効果

(1) 市民がより積極的に緑地の保全、育成、管理にかかわることが可能

(2) 市民ボランティア団体の活動の場の創出及び市民ボランティア意識の動機付け

(3) 自然体験、環境教育を通じた青少年の自然環境保全意識の高揚

11 樹林地所有者のメリット

(1) 生駒市税減免取扱要綱に基づき、樹林地に係る固定資産税・都市計画税の減免措置

(2) 樹林地の下草刈り等維持管理上の負担の軽減

12 P R

市民の森としての整備完了後、標識看板を設置するとともに、市の広報紙、ホームページ等により市民への周知を行う。

13 その他

市民の森のマナー

(1) 火気厳禁

(2) ごみの持ち帰り

(3) 植物や昆虫等の生き物の採集の禁止

(4) 違法駐車・駐輪の禁止（駐車場を設けないことによる）

附則 この要領は平成23年5月1日から施行する。